

契約書（居宅介護・重度訪問介護）

_____様（以下「ご利用者」といいます）と、きらら訪問介護事業所竿燈通り（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、ご利用者に対し障害者自立支援法令および本契約に従い、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護のサービスを提供します。
- 2 事業所は、ご利用者の選択およびサービス等利用計画の内容、その他障害者自立支援法令等を遵守し、ご利用者の意思及び人格を尊重して、ご利用者の立場に立ったサービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日からご利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。
- 2 ご利用者は事業者に対し利用日程の変更を申し入れることができます。また、ご利用者は契約期間中であれば居宅介護の追加利用を指定特定相談支援事業所に申し込むことができます。これに対し事業者は、定員の状況等の正当な理由がない限りこれを断りません。
- 3 利用者は契約期間満了日の10日前までに、ご利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつご利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約を更新することができます。

第3条（個別支援計画書の作成）

事業所は、具体的なサービス提供に際しては、ご利用者またはそのご家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス等利用計画に沿って、個別支援計画書を作成します。

第4条（居宅介護の内容）

- 1 ご利用者が利用できるサービスの種類は〔重要事項説明書〕のとおりです。事業者は〔重要事項説明書〕に定めた内容についてご利用者およびそのご家族に説明をします。
- 2 事業者は、訪問介護員をご利用者の居宅等に派遣し、「サービス等利用計画」に沿って、〔重要事項説明書〕に定めた内容のサービスを提供します。
- 3 ご利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、指定特定相談支援事業所に申し出ることができます。指定特定相談支援事業所を通じて依頼があった場合、事業者は可能な限りご利用者の要望に添うようにします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は居宅介護のサービス実施後に、その内容等を書面に記載し、当該月の最終のサービス利用後にご利用者またはそのご家族の確認を受けるものとします。ご利用者またはそのご家族の確認を受けた後、その控えをご利用者に交付します。
- 2 事業者はサービス提供記録を作成し、居宅介護のサービス終了後5年間保管します。
- 3 ご利用者は事業者の営業時間内に、その事業所で第2項のサービス提供記録を閲覧することができます。
- 4 事業所は当該ご利用者に関する第2項のサービス提供記録の写しの交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 ご利用者は〔重要事項説明書〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額もしくは、政令で定める負担上限月額を当該月の最終のサービス利用後に事業者を支払います。
- 2 事業者は料金の合計額の請求書に明細書を付して、当該月の最終のサービス利用後にご利用者に交付します。
- 3 ご利用者は料金の合計額を請求書を受取ってから10日以内に（現金・振込み・口座振替等の方法で）支払います。
- 4 事業者はご利用者から料金の支払を受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行します。
- 5 市町村から介護給付費等の支払いを受けたときは、本来の受領者であるご利用者に対し、代理受領した金額等を書面により通知します。

第7条（利用開始前のサービスの中止）

- 1 ご利用者は事業者に対して、サービス提供の2時間前までに通知することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 ご利用者がサービス提供の2時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者はご利用者に対して〔重要事項説明書〕に定める計算方法により、1回分の利用料の全部または一部を請求することができます。この場合事業者は明細を付した請求書をご利用者に交付し、ご利用者は請求書の交付を受けてから10日以内に（現金・振込み・口座振替等の方法で）支払います。

第8条（契約の終了）

- 1 ご利用者は事業者に対し、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は止むを得ない事情がある場合にご利用者に対して1ヶ月間の予告期間において、その理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者はご利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①ご利用者が事業者を支払うべき利用料金等を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、支払の催促にも関わらず、その後10日間以内に支払がない場合
 - ②ご利用者またはそのご家族が、事業者や従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 4 事業所は前項に該当する勧告をした場合には、サービス提供を調整した計画作成者、またはご利用者が住所を有する市町村と協議し、サービス等利用計画の変更や一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①ご利用者が施設に入所した場合
 - ②ご利用者が死亡した場合
 - ③ご利用者が介護保険被保険者となった場合

第9条（秘密保持）

- 1 事業者および従事者は、サービスを提供するうえで知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者はご利用者から予め文書で同意を得た場合以外は、サービスの質の向上を目的とした第三者評価による審査においてご利用者の個人情報を用いることはありません。
- 3 事業者はご利用者から予め文書で同意を得た場合以外は、サービスの質の向上を目的とした第三者評価による審査において当該ご家族の個人情報を用いることはありません。

第10条（賠償責任）

事業者はサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、ご利用者の故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を酌み、相当と認められる場合、賠償責任を減じることができるものとします。

第11条（緊急時の対応）

事業者は居宅介護のサービスの提供を行っているときに、ご利用者の病状の急変等が生じた場合やその他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をして指示を受ける等必要な措置を講じます。

第12条（関連機関との連携）

事業者は居宅介護のサービスの提供にあたり、他の指定障害福祉サービス事業者および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と十分な連携に努めます。

第13条（相談・苦情対応）

事業者はご利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、居宅介護に関するご利用者およびそのご家族の要望、苦情、ご意見等に対し迅速に対応します。

第14条（身分証携行義務）

従業者は常に身分証明書を携行し、初回訪問時およびご利用者またはご利用者のご家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者自立支援法その他諸法令の定めによることを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関して止むを得ず訴訟等となった場合は、ご利用者および事業所は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者と事業者が記名押印のうえ、一通ずつを保有するものとしします。

契約日 令和 年 月 日

事業者 住 所： 秋田県秋田市大町2丁目5番1号
名 称： 株式会社きららホールディングス
代表者： 代表取締役 鈴木 嘉彦 ⑩
TEL 018-895-7272 FAX 018-895-7273

事業所 住 所： 秋田市大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央 102
名 称： きらら訪問介護事業所竿燈通り
管理者： 三村 佳菜江 ⑩

利用者 住 所： _____
氏 名： _____ ⑩

代理人 住 所： _____
氏 名： _____ ⑩

(利用者との関係)